

令和元年度

松山市国民健康保険運営協議会

資料

令和元年10月31日

(写)

31 松 (国年) 第 378 号

令和元年 10 月 3 日

松山市国民健康保険運営協議会  
会 長 森 本 千 恵 様

松山市長 野 志 克 仁



国民健康保険料の軽減の特例について (諮問)

このことについて、下記のとおり改定したいので、国民健康保険法第 11 条第 2 項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険料の軽減の特例の改定について

(1) 改定の内容

保険料法定軽減 (7 割・5 割) 世帯に対する市独自の軽減上乗せ措置について、令和 2 年度は、従前の 1 割上乗せを 0.5 割上乗せに改めて実施する。また、令和 3 年度以降、市独自の軽減上乗せ措置は実施しない。

(2) 改定の経緯

愛媛県国民健康保険運営方針に基づき、決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入の解消を図るため、本市独自に実施している保険料の法定軽減の上乗せ措置を令和 2 年度と 3 年度で段階的に廃止する。

# (案)

令和元年 月 日

松山市長 野 志 克 仁 様

松山市国民健康保険運営協議会  
会 長 森 本 千 恵

## 国民健康保険料の軽減の特例について（答申）

令和元年10月3日付け31松（国年）第378号にて貴職から諮問を受けた国民健康保険料の軽減の特例について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 国民健康保険料の軽減の特例の改定について

国民健康保険事業の運営は、県内の国保運営の統一的指針として愛媛県が定めた愛媛県国民健康保険運営方針を踏まえる必要があり、本方針により広域化・標準化に向けて取り組むことが求められている以上、決算補填等目的の一般会計からの法定外繰入の解消は避けられず、市独自に実施してきた保険料の軽減の特例について、諮問のとおり改定を行うことは、やむを得ないと判断する。

#### 2 附帯意見

- (1) 保険料の軽減の特例の改定は、多くの世帯に影響するため、保険料率の改定が同時期に重ならないよう、令和2年度と3年度については、現行の保険料率を据え置くよう要望する。
- (2) 国民健康保険の運営を取り巻く環境が厳しくなる中、財政の健全化を進めるには、一層の医療費適正化や保険給付適正化に取り組むとともに、収納対策の強化や補助金等の収入確保に取り組むよう要望する。
- (3) 被保険者に対し分かりやすく丁寧な広報に努めるよう要望する。